



# 秋田県公報

目次

ページ

規 則

規則  
 秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(六一・水産漁港課)：1

秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成十六年十一月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第六十一号

秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和五十四年秋田県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表第一号に次のように加える。

|                |                     |      |                    |
|----------------|---------------------|------|--------------------|
| (三) 魚類移送機等設置資金 | 魚類の移送作業             | 三百万円 | 五年以内(据置期間一年以内を含む。) |
| 必要な資金          | を省力化するための機器等を設置するのに |      |                    |

第十三条第一項中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十三条第一項の改正規定は、平成十七年一月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)876600  
FAX(0863)000505  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄